

議事日程 (第2号)

令和2年12月3日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第83号 令和2年度築上町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第2 議案第84号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第85号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第86号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第87号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第88号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第89号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第90号 築上町防災行政無線放送条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第91号 築上町「旧蔵内邸」保存基金条例の一部を改正する条例の制定について
- (追加分)
- 日程第10 陳情第3号 2021年度教育条件整備陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第83号 令和2年度築上町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第2 議案第84号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第85号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第86号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第87号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第88号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第89号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第90号 築上町防災行政無線放送条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第91号 築上町「旧藏内邸」保存基金条例の一部を改正する条例の制定について

(追加分)

日程第10 陳情第3号 2021年度教育条件整備陳情書

出席議員 (14名)

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	14番 田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君		
会計管理者兼会計課長		永野 賀子君	
総務課長	元島 信一君	財政課長	椎野 満博君
企画振興課長	桑野 智君	人権課長	神崎 博子君
税務課長	今富 義昭君	住民課長	吉川 千保君
福祉課長	種子 祐彦君	産業課長	鍛冶 孝広君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	首藤 裕幸君
上下水道課長	福田 記久君	総合管理課長	石井 紫君
環境課長	武道 博君	学校教育課長	野正 修司君

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第83号

○議長（武道 修司君） 日程第1、議案第83号令和2年度築上町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 議案第83号の17款2項4目についてお尋ねいたします。

スマート農業推進強化事業補助金ということで、池亀議員が資料請求しております資料を拝見いたしまして、この資料には補助金の採択基準等が書かれてあったんですが、この採択基準を見ると13番目に当たるんでしょうか、このスマート農業推進強化事業の中の事業ということになるんでしょうか。この実施事業の実施計画書の内容を詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

お尋ねのスマート農業推進強化事業補助金でございますが、これは、今年度、新型コロナウイルス対策で新たに創設された県の補助事業ということでございます。資料請求がございましたので、県の補助要綱を提出をさせていただきました。

補助要綱の中に別表がついておりますが、議員がおっしゃったとおり13項目めのスマート農業推進強化事業、これが今回の事業に該当するものでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） ありがとうございます。13番目に該当するということで、実際にどのような事業を行っていくのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

事業の目的といたしましては、農作業における作業員間の感染防止のため、人との接触機会を減らすことができるスマート農業機械の導入を推進するということになってございます。

具体的にはスマート農業の農業機械の導入によりまして、農作業の効率化が図られる。例えば、これまで5人で作業していたものを高性能なスマート農業機械を導入することによって、3人での作業が可能になる。

また、作業時間の短縮、例えばこれまで1つの作業で5日かかっていたものが4日でできる。結果として作業員の人数が減る、あるいは作業日数が減ることによって人との接触機会を減らすことができることにつながる。そういうことでスマート農業機械の導入の推進をしていくということで、本事業が創設されたというふうに県のほうから説明を受けているところでございます。以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） この事業を行う目的・意義は十分分かりましたので、どのような事業をされる、もしくはこの表には1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番というふうに対象の機械や設備の項目があると思うんですが、この中のこういったことをされるのかということをお尋ねしております。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

事業の内容といたしましては、農業者がスマート農業機械を購入する際に、購入費の2分1を県費で補助をすると、こういうことでございます。そこに記載されておりますように、例えばロボットトラクター、それを農業者が購入する際に、購入費用の2分の1を県費で補助をするという事業でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかに。池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 今の説明、ということは今からそれを農業者に公布して募るということですか。

それともう一点、歳入が194万8,000円で、歳出のほうが194万9,000円、この1,000円の違いは何ですか。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

今年度につきましては、県の9月議会での補正予算対応ということになってございまして、募集期間が短かったと、今年度につきましてはということもございまして、既に他の事業で農業機械の購入の要望を出していた方々を対象に、要望調査をさせていただいてその中でお一人要望を希望するという方がおられたので、その方が今回の補助金の対象とそういうことになってございます。

それから、次年度以降は農業者の認定農業者の連絡協議会等がございますので、その中で事業の紹介をしながら要望を取りまとめていきたいというふうに考えております。

それから、歳入と歳出の1,000円の差額でございますが、これは四捨五入の関係で端数処理の関係で1,000円だけ違いが出ているということでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 分かったような、分からないような御答弁だと思うんですけど、趣旨は分かりました。

次に、包括委託業務の債務負担ですが、それについて。今回の債務負担ですが、前回、昨年12月議会でも同じ質問をしたんですが、今回これをやると今までよりも待遇がよくなるということがあるという質問をしました。町長が答弁で、今度は会社から雇われる形になるんで、そういう保険とかそういうものが、一応、本人負担もあるでしょうけど、一部会社負担になるというこういう利点は、一応、今まで従事している方々は、本当に個人と町の委託だったというのが、だから委託料を払えばあとは全部個人の責任で全てやらしてもらわなければいけなかったというのが、今度は雇用になる形になろうと思いますので、だから個人委託と法人委託の差でそういう形になってくるといふような形になろうと思います。今回も同じような形でしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には同じでございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 今の答弁は個人委託が雇用にあるということですね。同じということ。（発言する者あり）ちょっと待ってください。それともう一点、窓口業務が今回入っているんですが、委託労働者が職員に直接質問できないということになっていると思うんですが、町民の方から委託労働者が分からない対応で職員に質問できないとき、どういうふうに考えておられますか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

まず、1点目の町長の御答弁について補足をさせていただきます。

町長が昨年12月議会でもそうですし、先ほど述べた分は個人委託というのは、上下水道課のほうが検針業務を個人委託をやっておりましたので、その件について町長が御答弁したのではなかろうかなというふうに思います。

あと、産業課や生涯学習課、財政課等の分につきましては、非常勤の一般職職員で雇用しておりましたので、その形態が役場のほうで雇用していた分が民間の、今、契約をしております共立

メンテナンスの社員になるというふうを考えております。

2点目の、窓口に対する直接的な質問や指導なんですけども、今回、住民課のほうの窓口業務には5名の予定をしております。複数であれば、その中から業務の責任者という方を1名選出していただいて、その方を通して職員とのやり取りを行う予定にしておりますので、直接にはならないと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 今の包括業務委託について、まず1点、そして、他の予算について4点質問がございます。担当課長の皆様にお答えいただきたいと思います。

まず、包括業務委託についてでございます。債務負担行為です。

こちらは、前議会で私はきちんと現状を効果検証してどういう効果があるかを確認した上で、次年度のことを考えてほしいと申し上げました。どのような効果検証をして、今の包括業務委託になっている皆さんはそのまま継続、そして、新たに加えた7名の方を追加で計上されているのかという点について、お答えをお願いします。それが1点です。

次が、2款1項2目14節、文書管理費、工事請負費1,980万円の使途が議案資料に書いてくださったので、FMの壁を塗り直すということで計上してくださったんだと思います。こちらについては素朴な疑問で大変申し訳ないんですけども、壁の補修が、なんで文書管理費に当たるのかなというのに疑問を感じますので、行政の常識だと思いますが、教えていただければありがたいです。

そして次、こちらは2款1項6目11節と13節、11節の通信運搬費520万円、そして13節のシステム使用料372万9,000円と計上されております。こちらの使途を教えてください。今の2点は企画課長ですね。

最後にもう一点、総務課長に伺います。

2款1項19目12節業務委託料1,270万5,000円。今、防災行政無線の工事が行われておりまして、住民の皆様の情報が防災行政無線の親局は、この建物の上なんだとか、築城支所なんだとか、新庁舎が建ったらあっちに移るんだとか言って、情報が錯綜しておりますので、防災行政無線との関連も併せまして、そのアンテナが何のためのアンテナなのかちょっとじっくりゆっくり、すみません、よかったら今お聞きしたことから1番に答えてください。よろしく願いします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課の元島でございます。

先に防災行政無線の関係について答弁させていただきたいと思います。

今現在、防災行政無線がアナログとデジタルと両方で発信をしております。アナログにつきましては、椎田地区については旧椎田町の周波数で本庁舎のほうから発信、築城地区につきましては、旧築城町の周波数で築城支所のほうから発信をしていて、計2か所のほうでアナログの関係は発信をしております。

今後、今、デジタル化になっておりますけれども、デジタル化につきましては、操作卓のほう新しい、今もう椎田の本庁舎にあるんですけども、今回の予算のほうで本庁舎から新庁舎のほうに移すための費用を、今回2—1—19目のほうの12節の委託料のほうで計上させていただいております。デジタル化になりますと、アンテナといいますか、中継の関係なんですけども、椎田の本庁のアンテナではなくて、築城支所のアンテナから子局や再送信子局のほうに7局のほうに送信をかけまして、その7局から各戸別の家庭のほうに送信するような形の計画になっております。

防災行政無線については、以上です。

次に、包括業務委託の関係なんですけども、この件につきましても9月の定例会のほうで宗議員さんのほうから御質問いただいて、どのような効果があるのかということをお聞きいただきました。総務課については私のほうから答弁いたしましたけども、各課については、今のところ年度途中であるということで、十分に効果が発揮できてないような状況だと私は把握をしております。

今回の業務につきましては、建設課の道路管理、町道の簡易的な維持補修並びに草刈りや樹木の剪定等の部分を委託する予定にしております。今現在、建設課のほうで町道の草刈りについては、シルバー人材センターのほうに委託をしたり、広域農道等の広範囲にわたる分につきましては、一部は入札等で行っているというふう聞いておりますが、今後、住民の方から丸々町道の草が伸びているけど早く刈ってくれないかという分の苦情等がありましたら、速やかに対応できるのではなかろかなというふうに考えております。

次に、住民課の窓口でございますけども、今、住民課並びに総合管理課の窓口のほうで、税務課も含めまして各種証明等の発行を行っておりますけども、その発行業務につきましては包括業務委託を行うこととしております。

住民票の異動等につきましては、職員のほうが行うようにしておりますけども、住民票や印鑑証明、戸籍等の発行や税の各種証明等につきましては、包括業務委託をして、そちらのほうの職員のほうに委託をするように考えております。

今後は、4月からの委託になるという形で正規職員のほうの分が削減できるような形になれば、ほかの業務のほうに正規職員のほうを町長、副町長をはじめ、配置のほうを考えていきたいと考えております。

総務課のほうは、以上です。

○議長（武道 修司君） 桑野企画振興課長。

○企画振興課長（桑野 智君） 企画振興課、桑野でございます。

先ほどのスターコーンFMの壁の塗り替えの分ですけれども、町の広報の関係が予算上文書管理費の中で組まれております。ほかの「広報ちくじょう」とかほかの分も文書管理費の中で組んでいる状況ですので、FMの塗り替えに関しても文書管理費の中に入っています。

続きまして、2款1項6目7節のところですが、これはふるさと納税の返礼品の分の予算になっております。11節のところなんですけれども、こちらがふるさと納税の返礼品の郵送代になっております。13節ふるさと納税のサイトのシステム利用料になっております。

現在、ふるさと納税の寄附の金額が4,000万円ぐらいの寄附をいただいております。当初には5,000万円程度の予算を計上しておりましたので、追加で歳入の5,000万円の追加の予算を計上させております。その歳入に伴って歳出のほうでシステムを利用してふるさと納税が入ってきますので、そのシステムに係る費用、あと返礼品の郵送代、そういったものが増えてくるということです。その分を予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 御丁寧に答弁くださりありがとうございます。

防災行政無線の件なんですけど、私、勘違いしていて、送信所を移設するための施設と今おっしゃったんですね。送信所というのは、操作卓ですね。今は本庁と築城支所に両方あって、今回の条例では築城支所をなくすというので、その移設なんですか。私はこの間聞いたお話だと、県防災のアンテナが本庁の上に立っているからそれを移設するっていうふうに伺っていたんですけども、それどっちなのかちょっと後で教えてください。

今、桑野課長から御答弁いただきました通信運搬費・システム使用料、本当にありがたい御寄附をいただいて、それを有効活用していただくのは大変結構だと思うんですけども、これは新たにどこかと契約を結ぶのでしょうか。結ぶのであれば、入札の形態とか、契約の期間をどのように考えていらっしゃるのか。すみません、何か契約結ぶのでなかったらどのようなようになるのか、どのように今後進めていくのか教えていただきたいと思います。

そして、FMの壁はよく分かりました。包括業務委託、元島課長に丁寧に御答弁いただいたんですけど、ちょっと頭が悪いのでちゃんと分からなくて、再確認させていただきたいと思います。

建設課の道路管理業務の2名に関しては、今までは外注していたけど業務委託でお願いするって、逆に言うと新規で業務委託先にお願いするということは分かりました。

窓口業務に関しては、今、会計年度任用職員さんが働いているけど、その方たちを包括業務に

委託するのかどうか分からなくて、今どういう身分の職員に窓口対応と証明書発行業務を担っていただいている、それがどう変わるのかについて、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

防災行政無線のほうについて御答弁させていただきます。

今回の予算については操作卓、集中的に行う機械の卓がございまして、今は築城に旧築城町の操作卓があって、椎田のほうに旧椎田町の操作卓がございまして。そして新たに今回整備するデジタルを操作する操作卓、このデジタルを操作する操作卓のほうを移設、新しい庁舎のほうに移設するための費用で、県防災のアンテナにつきましては、前回9月に補正予算、当初予算で一部足りない分とかの分を補正で上げさせていただいて、ほかの分、地震計まで含めて補正予算等で対応させていただいております。

次に、包括業務委託の関係なんですけども、窓口業務につきましては、住民課につきましては、今、会計年度任用職員を雇用しておりますので、会計年度任用職員の方を業務を行う契約者のほうに移管するような形で、継続的に雇用していただく形の条件は提示しようかなと思っています。ただし、今来られている会計年度任用職員の方の意向もございまして、役場の直接の雇用であるから、今来ているけれども民間に雇用になると、私は業務をしたくないという方もいらっしゃると思いますので、そういう意思の分も尊重しながらやっっていこうかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 桑野企画振興課長。

○企画振興課長（桑野 智君） サイトシステムの件について御説明させていただきます。

この分は、ふるさと納税を申し込むときにサイトを利用して申込みをします。そのときのサイトの使用料が6%から11%ぐらいかかっております。その分の使用料になります。寄附金額が増えるとそれに伴ってシステムの使用料が増えてまいりますので、寄附が増えればシステムと返礼品と、返礼品の郵送代がかかってくるようになります。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） よく分かりました。ありがとうございます。

最後に、会計年度任用職員の総括業務委託について、あと2点ほど伺いたいことがございますので伺います。

会計年度任用職員に係る費用と包括業務委託にかかわる費用、どちらが高額になるかというのと、本年度の包括業務委託費には元嘱託職員1名当たり給与総額にさらなる上乗せの金額が計上され

ていたと記憶しております。もちろん業務委託された会社は、ただでは仕事はされませんので、手数料がかかるということは常識でございます。会計年度任用職員の給与以上に手数料的なものを支払ってまで業務委託するメリットの説明をお願いしたいのが1点。

そしてもう一つ、今回、資料を出していただきましたが、消耗品について計上されております。既存の今年度の仕様書には車両燃料費等は町が負担しておりますね。だけど、なぜ次年度から本業務委託料に燃料を計上するのか、また仕様書の変更が必要になりますよね、それはいつどのように変更するのか、2点について御回答をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

メリットについてですけれども、昨年度の12月の定例会のときも、総務省の指針等に基づいて今回やっていきたいという答弁をしておりますけれども、今回、先ほども申し上げましたけれども、財政的にメリットがあるのかということに関しましては、宗議員さんがおっしゃられるように、直接雇用の費用分プラス民間業者のほうで直接管理費という形で10数%等かかっておりますので、この分につきましては、費用的なメリットはないというふうに考えております。

ただし、今、会計年度任用職員が行っていたり、職員のほうが行っている業務についてその分を包括業務委託に移管することによって労務管理等の分の削減になる。もしくは職員が行っていた業務が、1人の職員が例えば1つの業務が0.5人月で、今回、包括業務する分のやつは0.5人月という分が1か月当たり例えばかかったとした場合、その0.5人月の削減ができた分に関して、先ほどもサービスの向上ができていくのかというようなことを言われましたけれども、その分を仕事の在り方の変革や住民サービスのほうに向上できるように、私ども一丸となってやりたいなというふうに考えているのが、包括業務委託への移管でございます。

また、消耗品等につきましては、令和2年度につきましては備品等については役場のほうが対応していたという形になっておりますけれども、この消耗品等についても、もう役場のほうが予算管理をいろいろしなければいけないので、ある一定の金額、ここ3年間ぐらいの原課の平均の数量等を原課のほうから提示をいただいて、その分で包括業務を行っている共立メンテナンスのほうで金額を増額するので、負担をしてくださいというふうに今回お願いした次第であります。

ただし、今、例えばガソリンが130円でございますけれども、ガソリン等が円高・円安等の分の世界変動がございまして、160円とか170円とかになった時代がございまして、そういう場合につきましては、業者のほうに負担させるわけにはいけませんので、その際につきましては、また債務負担行為の金額等の分を超える場合があれば、再設定というふうに考えています。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） 先ほどからスマート農業推進強化事業の件で質問がありまして、その説明があったわけですが、その中の補助事業で補助内容が……。

○議長（武道 修司君） 池永さん、すみません。総務産業建設の常任委員会の中での項目の質問になりますので、常任委員会での質問でお願いをしたいんですが。

○議員（3番 池永 巖君） ああ、そうですか。

○議長（武道 修司君） どうしても議事録に残すというんであればあれですけど。

○議員（3番 池永 巖君） 分かりました。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） ページ3 ページの繰越明許費のオリンピック・パラリンピックの聖火リレーの3,735万6,000円ですが、御存じのとおりオリンピックが延期になりまして、来年開催されるだろうということで繰越明許をしたと思いますが、これの今の進捗状況をお願いします。

それから、ページ9 ページの諸収入の違約金及び延滞利息の8,901万2,000円、これが町長の説明ですと談合事件の違約金という形で業者のほうから請求をしてという、これなぜ今なのかということと、この8,900万円の算出根拠をお願いします。

もう1点、最後14ページの小学校費の学校管理費の中の庁用器具費、この171万5,000円の内訳の説明をお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には債務負担行為のオリンピック・パラリンピックの債務負担行為。今後の予定ということで、これは一応、組織委員会のほうでは来年度行うという形で、聖火リレーだけは一応、5月13日に築上町はやるということで決定して、あとはまだコロナの関係で決定していないということでございます。

それから、契約約款の違約金の問題ですね。これはもう約款に基づいて1割を、談合した場合は、明らかに発生したときはもらうと。遅くなったのが弁護士同士の話し合いという形で若干期間を要したということで、我々のほうも今後、目星を立てて相手との交渉を行っていったと、こういう経過で、あとは担当課長のほうから補足があれば伝えます。

○議長（武道 修司君） 古市生涯学習課長。

○生涯学習課長（古市 照雄君） 生涯学習課、古市です。

先ほどの繰越明許の関係につきましては、先ほど町長が答弁したように、今回、オリンピック・パラリンピック聖火リレーが延期になったことに伴う繰越しとなっております。

内容につきましては、先ほど5月12日が本町の聖火リレー予定日です。内容につきましても、今いろいろ国のほうからコロナに対する対策であったりというのが日々送られてきております。

具体的な内容、ガイドラインにつきましては、まだ確定をしていないところがありますので、実際、今現在でどういう対応をとるか、どういった対策を取って行くかというのは、まだ国の指針が出ておりませんので、それに基づいて対応したいと思っております。

ただ、このオリンピック・パラリンピック聖火リレー事業につきましては、企画当初から一過性で終わるものではなく、こちらの事業を契機として、また築上町のまちづくりであったり、その契機として何かを事業化していくというのは目標の一つでもありますので、こちらのほうも今後、終了後にもそういう取組みのほうをやっていききたいと考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 武道環境課長。

○環境課長（**武道 博君**） 環境課の武道でございます。

先ほどの違約金の説明について、ちょっと補足というか説明させていただきます。

算出根拠につきましては、町長が今、御答弁があったとおり、当時の工事請負金額、これの10%という形で約款のほうで定められております。それに基づいて、今回請求という形でさせていただきます。

あと、時期等にそういった質問がありましたけど、こちらのほうの町の顧問弁護士がおられますので、その方と、あと総務課、財政課とも協議を進めていただいて、今の時期になったということです。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（**野正 修司君**） 学校教育課の野正でございます。

10款の2項1目の庁用器具費の件でございますけども、これは椎田小学校の来年度の学級編成の見込みで、40名を割り込む学年が最大3学年になることが予想されております。40名を切りますと1クラスということになります。それで現在の普通教室では40名の人数では狭く、対応できる教室が現在2教室となっております。

それで、このたび音楽室を普通教室として使用するために、一回り小さな椅子、机等、あとロッカーとか収納庫等を購入するための予算でございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（**5番 工藤 久司君**） まず、オリンピック・パラリンピックの聖火リレーですが、今年もイベント関係をするので契約をする寸前まで行っていたという話を聞きました。本当に少ない金額の使用しかしていなかったということで、この金額が繰越明許をされていますが、まだまだこの今の状況からいうと、本当にオリンピックが開催されるのかというのが、非常に世間的にも

疑問視をされているところでもあります。ですから、そこはやっぱり見極めて、そういうイベント系をするなりの契約をしていただきたいのが1点。

当然、イベントでするので人が集まります。そうすると、今の状況で本当の5月12日、5月ごろにコロナが収束しているかとなると、本当にセレモニー的な聖火リレーになる可能性もやっぱりありますし、その辺あたりの見極めというのも町のほうできちっとしていただきたいなと思います。せっかくやることですから、できれば盛大にやるのが一番ベストなんでしょうけど、今の状況であるとそう望めないのも、その見極めをきちっとしていただきたいなと思います。

違約金の件は、町長が言われたとおり一番に時期が遅れたのは、弁護士間同士の話し合いが今日まで至ったということで、こういうことが今後ないようにやっていただきたいのと、やはり何となくこういうことがこの時期に、違約金のと、ああ、またこの事件と本当に終わっていないのかなっていうのがありますので、その辺りは十分注意をして今後やっていただきたいなと思います。

それと最後に教育費ですが、結局40人になると1クラスになるので、それを2クラスに分けると、40人で1クラスが収まりきらんから、音楽教室を利用してこれに対するということ。それでしたら、以前も言ったことがあるんですけど、うちは今、40人学級制をひいているんじゃないですか。ですから、それを当時の教育課長にこの質問をしたら、1クラス三十何人しかいないので、40人学級を変える必要はないと答弁をいただいたことがあります。古い時代です。

その当時は、恐らく1クラス60人とか五十何人いたからなんです。今、1クラスで40人を切るような時代になると、30人、40人を1人の先生が見ないといけんことになると思う。やっぱりこういうものを機会に、そういう学区制の見直しとか人数の見直しというのも、教育委員会のほうでするべきではないかなと思いますので、その辺りは答弁はいりませんが、十分検討をして今後の学校運営に活かさせていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） それではこれで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第83号は、厚生文教、総務産業建設それぞれの常任委員会に付託をいたします。

日程第2、議案第84号

○議長（武道 修司君） 日程第2、議案第84号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第84号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第3. 議案第85号

○議長（武道 修司君） 日程第3、議案第85号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第85号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第4. 議案第86号

○議長（武道 修司君） 日程第4、議案第86号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第86号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第5. 議案第87号

○議長（武道 修司君） 日程第5、議案第87号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第87号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6. 議案第88号

○議長（武道 修司君） 日程第6、議案第88号築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第88号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第7. 議案第89号

○議長（武道 修司君） 日程第7、議案第89号築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第89号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第8. 議案第90号

○議長（武道 修司君） 日程第8、議案第90号築上町防災行政無線放送条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 第11条2項の、もとは審議会の委員に議員、教育長、公民館長、各種団体及び執行部の者のうちから町長の任命と現行はそのような条例になっています。今回は公民館長を排除されておりますが、なぜ公民館長を削除されたのか、御説明をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 公民館長を削除したのは、一応、この条例の発足時には、公民館長が非常勤の特別職だったということでございますけれど、現在は常勤の職員という形で再任用職員を一応、この公民館の館長職に充てておるという状況で、一応、非常勤の職員という形ではないので削除したと、こういう経過でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 公民館長の館長というのは、町長が今おっしゃったのは中央公民館とか築城公民館の館長のことですね。今までもその認識で書いてあったということですよ。私はやはり自治会に公民館長さんがいらっしゃるの、そちらの方のことなのかなと勘違いをしておりましたが、町長のおっしゃることがよく分かりました。

では、せっかく条例改正が出たのでちょっと伺いたいんですけども、審議会というものに対して今回初めて伺ったんですが、審議会では過去にどのような諮問があり審議していたのか、年に何回とかいろいろな内容で審議されていたと思うんですけども、そのことについて、せっか

くなので御説明いただければと思います。

○議長（武道 修司君） 桑野企画振興課長。

○企画振興課長（桑野 智君） 企画振興課、桑野でございます。

審議会の件ですけれども、放送の時間とか放送内容とか、そういったことについて変更があるときとか、そういったときにお集まりいただいて審議をしていただいております。特に、年に何回行うとか、そういった定期的に行うということはしておりません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 3回目なのでまとめます。放送内容とか時間に変更が大幅にあるときに審議会の方に審議していたということですね。では、今回、不思議なのはアナログからデジタルに変わるときに、アンテナの場所とかについてって協議されなかったのかなと思うのは、審議会は第2項に、審議会は放送の運営に関する重要事項について、町長の諮問に応じて審議すると書いております。なので、アンテナの場所とかは全町にまたがるとっても重要なことなんですけれども、審議会で審議してほしかったなと思うんですけれども、もしその辺について御回答をいただけるようでしたら、条例の議案と関係ないんで心苦しいんですが、御回答をいただけるようでしたらお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 放送機器、これは一応、審議の対象にしていなくて、放送の内容、これがやっぱり審議会の審議する対象だというふうな形で認識しておりますので、アナログからデジタルに変わるとかそういうのは、一応、審議会には報告はしておりますけれども審議の対象にはしておりません。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第9、議案第91号

○議長（武道 修司君） 日程第9、議案第91号築上町「旧藏内邸」保存基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第91号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第10. 陳情第3号

○議長（武道 修司君） ここで追加議案です。日程第10、陳情第3号2021年度教育条件整備陳情書についてを議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第3号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

これで、議案、質疑及び委員会付託を終了いたします。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前10時47分**散会**
